

実験動物に関する環境委員会質疑のお願い

動物愛護管理法が議員立法で3度目の改正をされようとしています。民主党内の議論及び4党協議の水面下での議論は、総じて、極めて限られた団体の意見を聞くのみで、ほとんどの団体・個人・国民の意見は無視されたまま、議論の経緯も公開されず、国会終盤になり、なし崩し的に国会へ提出されようとしています。

今回4党協議で合意された改正案では、実験動物/動物実験について一切手を加えない内容となっていますが、本件は多くの国民の関心事項であり、長年の懸案事項です。

本件について、改正検討経緯を明らかにし、国民の関心・期待に応えるため、環境委員会でぜひ以下の質疑をお願い致します。

<質疑要望内容>

動物実験に関して、日本を除く先進諸国では、実験者や実験施設、実験計画の免許制や許可制を採用している国が一般的である。しかし日本では、これらの制度がないために、動物愛護法41条で動物実験の3R原則（苦痛軽減、数の削減、代替法）が規定されていても、法的には無規制に近く、違法を許容し、また実態把握さえされない状況にある。

日本も加盟するOIE（国際獣疫事務局・世界動物保健機関）は2010年の規約の中で、実験動物福祉条項を制定し、担当官庁による監督の枠組みとして、民間人を含む委員会、実験計画の審査、施設検査、動物実験規程の点検等を勧告しており、動物実験の法的管理は世界の流れである。

昨年末の環境省のパブリックコメントでは、動物愛護法改正において、動物実験の規制、実験動物の福祉を求める声が24,000件以上寄せられた。また動物実験の実態把握、実験動物の福祉項目を含む動物愛護法改正署名は、複数の団体で、合計10数万名が集まり、国会等へ提出されている。

この状態を放置すれば、日本は国際社会から孤立し、野蛮で文明度の低い国家との評価を受けられるが如何か？また今回改正を見送った理由は何か？

<背景>

日本では年間1000万～2000万匹の動物が実験に使われていると言われる（EU全体の使用数は約1200万匹）が、法的規制が全くないために、いつ、誰が、どこで、どんな実験をすることも法的に制限されていない。動物実験は意図的に動物（マウス、ラット、モルモット、ウサギ、ハムスター、イヌ、ネコ、サル等）に病気を負わせ、最後には殺処分する行為であり、倫理的な観点から、行政や市民が監視できる制度が必要である。しかし実際には、動物実験は各機関の自主管理に任されており、行政すら、実験施設がどこに何か所あるか、実験動物が何匹、何の実験に使われているか等の基本的な情報さえ、把握していない状況である。内部告発等をきっかけに稀に明るみに出る動物実験の実態には、目や耳を覆いたくなる悲惨で杜撰な状況が報告されている。（リンク参照）

<http://www.java-animal.org/jan/090822.htm>

<http://www.java-animal.org/jan/110103.htm>

<http://www.nomoreanimaltests.com/uni/>

●環境省の中央環境審議会動物愛護部会でも検討事項とされ、一般市民や市民団体の間で最も関心の高かった提案項目（民主党案にも途中まで入っていたが、党内反対勢力の反発で削除された。）

◇すべての実験動物飼養施設を届出制とする。

◇動物実験の国際原則である3R（苦痛の軽減、数の削減、代替法）を義務化・強化する。

動物実験の法制度改善を求めるネットワーク

代表世話人 藤沢 顕卯

（連絡先略）

(参考資料)

日・米・EU動物実験/実験動物法規制比較

	EU・EU指令 Directive 2010/63/EU	米国・動物福祉法 Animal Welfare Act	日本・動物愛護管理法
実験者認可	○	×	×
実験動物業者認可	○	○（免許制）	×
実験施設認可	○（実験者認可時の要件として）	△（登録制）	×
実験計画審査	○（国）	○（機関内委員会）	×（指針）
委員会設置	○（国）	○（機関内委員会）	×（基準・指針）
査察	○（国）	○（国・機関内委員会）	×（業界認証のみ）
教育訓練	○	○	×（基準・指針）
記録	○	○	×（基準）
罰則	○	○	×

※○、×は法的な裏付けがあり強制力を持ったものかどうかを判断基準にした。

「基準」は実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）

「指針」は動物実験基本指針（文科、厚労、農水省） いずれも強制力はない。

動物実験 Q&A

1. 実験動物の年間使用数は？

日本では動物実験施設が届出も登録もされていないため、実数がわかりませんが、2004年に(社)日本実験動物学会と(社)日本実験動物協会が行ったアンケートからは1000万匹を遥かに超えると推測され、これはEUでもトップクラスのイギリスの190万匹(2005年)と比べても断トツに多い数字となっており、2005年のEU全体の使用数1200万匹と比べられる数です。EUや諸外国では実験種別毎の統計もありますが、日本では何の実験にどれくらい使われたのかというデータは全くありません。(別紙参照)

2. 動物実験の現在の規制状況は？

日本では環境省所管の「動物の愛護及び管理に関する法律」で、動物実験の国際原則3R(削減、代替、苦痛軽減)が理念として反映されているに過ぎず、諸外国で何十年も前から確立されている、施設や実験計画の許可制、実験者の免許制等の実質的な規制は何一つなく、ほとんど野放しの状態です(誰が、どこで、どんな実験を行うことも法的に制限されていない)。関係省庁の基準や指針により、動物実験を行う各機関(大学や研究所、企業等)は動物実験委員会を設けて動物実験計画を審査することが求められていますが、基本的に身内や同業者による審査であるため、形式的になりがちで、一般市民の感覚からかけ離れているという批判があります。また、ほとんど情報が公開されないため、外部監視による抑止力が働かず、自主管理に委ねられているため、罰則も強制力もありません。(別紙参照)

3. 動物実験関係者が始めた第三者評価(外部検証)制度とは？

2004年の日本学術会議の提言を受けて、大学、製薬企業、実験動物生産業者それぞれが各々の協議会や財団、協会が主催して始めている制度です。内容は各施設の「自己点検・評価」の確認が主体で、極めて形式的なものです。(別紙参照)

そもそも「第三者」、「外部」というのは通常全く利害関係のない人や組織を指すのではないのでしょうか?現状の評価主体は各々の業界を代表する団体なので、利害関係がないどころか、「持ちつ持たれつ」の関係です。

4. 動物実験は動物愛護管理法の範疇外？

「動物実験」は動物愛護管理法の範疇外だとする主張が一部の関係者からなされることがありますが、そんなことはありません。動物愛護管理法は第一条の(目的)で、「動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定め」ることとなっており、「動物実験」は「実験動物の取扱い」そのものですから、当然この法律の範疇に入ります。多くの諸外国の法律においても、動物実験の規定は動物保護法の中で主要な位置を占めています(関連項目8)。

5. 施設の登録制とは？

施設に行政への登録を義務付ける制度です。動物取扱業は99年の改正で届出制、2005年の改正で登録制となりましたが、実験動物関係や畜産関係は除外されています。届出制は行政が実態把握のために行う制度ですが、登録制はそれに加えて、登録時の基準を設けたり、登録取り消しや業務停止命令を行うことができます。

欧州では施設だけではなく、実験者や実験計画に対して、更に厳しい許認可制やライセンス制をとっています。日本には自主管理制度しかなく、動物実験施設や実験動物取扱業者は実質的に野放しの状態です。施設の登録制は、実態把握と、最低限の行政指導のために必要です。

6. 3Rとは？

3R(Replacement, Reduction, Refinement)は1959年にイギリスの研究者RussellとBurchにより提唱された考え方で、動物実験の基本原則として広く国際的に認知されています。

Replacement(代替):細胞や組織を使用したin vitro(試験管内実験)への代替、無脊椎動物等の意識・

感覚が低位の動物種の利用、コンピュータシミュレーション等の動物を全く使用しない方法の利用
Reduction (削減) : 科学的に必要な最少の動物数を使用、同程度の情報をより少ない動物を用いて得ることができる方法の選択

Refinement (改善) : 痛み・苦痛・ストレス等の軽減、安楽死措置、飼育環境改善など

各国の法律や国際基準・指針等に反映されており、日本でも 2005 年の動物愛護法改正で取り入れられました(それまでは「苦痛の軽減」のみ)。3Rは実験動物の福祉、動物実験の適正化のために欠かせない概念であり、この概念を理念だけではなく、実質的に担保、推進するための仕組みが必要です。

7. 動物実験/実験動物の種類は？

動物実験には大学や研究所が行う医学、薬学、獣医学等の研究のために行うもの、製薬企業等が行う医薬品開発試験等があります。製薬企業等が行う、薬事法や化学物質審査法等の法律で定められている動物実験(毒性試験等)には以下のような種類があります。

http://www.ka-anken.co.jp/trust/non_clinical_trial/

また様々な種類の疾患モデル動物や遺伝子改変動物が開発・販売されています。

http://animal.nibio.go.jp/j_disease_mice.html

http://www.clea-japan.com/animalpege/animal01_04.html

<http://tprc.nibio.go.jp/research/disease.html>

8. 動物実験・実験動物行政の仕組みは？

環境省は以下のパンフレットの中で、「実験動物の飼養保管等の適正化」の措置は環境省が動物愛護管理法に基づき実施し、「動物実験の適正化」の措置は動物実験に関係する省庁(文科、厚労、農水等)が各種法令などに基づき実施する、としています。(別紙参照)

<http://www.env.go.jp/council/14animal/y143-21/ref01.pdf>

しかしこれには問題点があります。

第一に文科、厚労、農水等の省庁が所管する法令は、薬や化学物質の安全性確認等を目的とした法令であり、動物愛護について定められたものはほとんどないということです。

第二に「動物実験の適正化」の措置と「実験動物の飼養保管等の適正化」の措置は厳密に切り分けることができないということです。

現行の法律は、動物実験についての理念(3R)をうたっているに過ぎないため、結果としてこのような仕組みになっていますが、本来は「動物実験の適正化」についても動物愛護管理法で規定するのが法律の目的に照らして当然なあり方だと考えられます。また他の省庁に協力依頼をするにしても、根拠になる法律(条文)がなければ、動物実験の適正化はできません。何よりも実験動物施設がどこにあるのかを行政が全く把握していない現状では、指導のしようがありません。まずは動物愛護管理法の中で実験動物施設を登録制とし、実態を把握することが何よりも先決です。

以上